

医療情報取得加算に関する掲示

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しており、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて、患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、2025年2月1日より、下記のとおり【医療情報取得加算】を算定します。

医療情報取得加算	
初診時	1点
再診時（3ヶ月に1回）	1点

※マイナ保険証利用の有無に関わらず

取得情報には、受診歴・薬剤情報・特定健診情報その他必要な診療情報が含まれ、その情報を活用して診療を行うことになります。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証のオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いします。

